

電気通信事業法第27条の3等
の運用に関するガイドライン（案）

令和元年 月 日

総務省

総合通信基盤局

目次

1 目的（趣旨）

2 定義

- （１）関係法令等
- （２）改正法等における略称

3 禁止行為の対象となる電気通信役務

- （１）規定の概要
 - ① 法律の規定
 - ② 告示の規定
- （２）指定する役務
- （３）指定しない役務
 - ① 携帯電話サービス及びBWAサービスとは異なる役務
 - ② 携帯電話サービス及びBWAサービスから個別に除外する役務

4 禁止行為の対象となる電気通信事業者

- （１）規定の概要
 - ① 法律の規定
 - ② 省令の規定
 - ③ 告示の規定
- （２）指定事業者への通知
- （３）指定基準
- （４）計算方法
- （５）計算方法の例外

5 通信料金と端末代金の完全分離

- （１）規定の概要
 - ① 概要
 - ② 移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結
 - ③ 当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者
 - ④ 約し、又は第三者に約させる
 - ⑤ 約する時点と利益の提供の実現の時間差
- （２）通信料金の割引
 - ① 概要
 - ② 通信料金
 - ③ 「有利」の判断基準
 - ④ 端末に着目しない割引等
 - ⑤ 持込み端末の扱い

(3) 端末代金の値引き等の利益の提供

- ① 概要
- ② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」
- ③ 利益の提供の形態等
- ④ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の適用
- ⑤ 電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者の双方による利益の提供
- ⑥ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の例外
- ⑦ 対照価格

6 不当な期間拘束

(1) 規定の概要

- ① 法律の規定
- ② 省令の規定

(2) 違約金等の定め等

- ① 違約金等
- ② 違約金等の定め
- ③ 特定経済的利益

(3) 違約金等の定めに係る期間の上限

- ① 概要
- ② 違約金等の定めに係る期間の算定

(4) 違約金等の定めがない契約の提供

- ① 概要
- ② 違約金等の定めがない契約を提供する範囲
- ③ 一年以下最低利用期間契約を提供する電気通信事業者の扱い

(5) 違約金等の定めがある契約と違約金等の定めがない契約との料金差の上限

- ① 概要
- ② 料金以外の利益の提供

(6) 違約金等と特定経済的利益の合計額の上限

- ① 概要
- ② 違約金等の定めがある契約を締結することを条件とした一定期間利用割引等の扱い

(7) 自動更新される違約金等の定めがある契約の条件

- ① 概要
- ② 違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新することを選択しない違約金等の定めがある契約についての違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月の取扱い

(8) 契約を一定期間継続して締結することに応じた利益の提供

- ① 概要
- ② 一定期間利用割引等の範囲とする経済的な利益
- ③ 一定期間利用割引等による1年当たりの利益の額の上限である1月当たりの料金
- ④ 一定期間利用割引等が適用される条件と他の条件との関係

7 改正法の施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約等に係る特例

(1) 規定の概要

- ① 改正法の施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の変更又は更新及び第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約の特例
- ② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例

(2) 施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約に係る特例

- ① 概要
- ② 移動電気通信役務の契約の一部の変更に関する契約の締結
- ③ 移動電気通信役務の契約の更新に関する契約の締結
- ④ スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務の提供に関する契約に係る適用
- ⑤ 施行日の前日に現に締結されている移動電気通信契約に係る特例の届出媒介等業務受託者への準用

(3) 第三世代携帯電話サービスに関する契約に係る特例

- ① 概要
- ② 第三世代携帯電話サービスの提供に関する特例
- ③ 「その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のもの」の趣旨

(4) スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例

- ① 概要
- ② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務

8 その他

1 目的（趣旨）

令和元年5月、モバイル市場における電気通信事業者間の公正な競争を促進するために必要な措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）が成立した。これにより、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者及びその届出媒介等業務受託者が遵守すべき基本的なルールとして、

- ・ 端末を販売等する際の通信料金を端末を販売等しない場合よりも有利にすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は約させることを禁止すること
- ・ 通信契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を約し、又は約させることを禁止すること

が規定された。

この基本的なルールに関しては、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的な考え方」（令和元年 月 日）に沿って、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号。以下「改正施行規則」という。）によって詳細な内容が定められるとともに、その効果や市場に与える影響等を把握し、それに沿って評価・検証を行い、その結果を受けて適切な見直しを行うことができるよう、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号。以下「改正報告規則」という。）によって必要な情報を取得することが定められた。

こうしたルールによって電気通信事業者間の公正な競争を促進するためには、関係する電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者がルールの内容について共通の理解の下で適切に競争を行うことを確保するとともに、正確な情報によってルールの効果や影響等を把握することが不可欠である。

本ガイドラインは、こうした適切な競争と適切な効果等の把握に寄与するため、改正法による電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3並びに第27条の4及び第29条第1項第12号（改正法に関連する部分に限る。）、改正施行規則による電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の15、第22条の2の16及び第22条の2の17並びに第22条の2の18（改正法に関連する部分に限る。）並びに改正報告規則による電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の関連規定について、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理して示すものである。

2 定義

(1) 関係法令等

法令等名	略称
電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）	法
電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号）	改正法
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）	施行規則
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号）	改正施行規則
電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）	報告規則
電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号）	改正報告規則
電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の移動電気通信役務を指定する件（令和元年総務省告示第 号）	役務指定告示
電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信事業者を指定する件（令和元年総務省告示第 号）	事業者指定告示

(2) 改正法等における略称

略称	定義	記載箇所
移動電気通信役務	法第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる電気通信役務又は同項第 3 号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であって、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するもの	法第 27 条の 3 第 1 項
販売等	販売、賃貸その他これらに類する行為	法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号
媒介等	電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理	法第 27 条の 4
媒介等業務受託者	電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務又はこれに付随する業務の委託を受けた者	法第 27 条の 4
届出媒介等業務受託者	法第 73 条の 2 第 1 項の届出をした者	法第 73 条の 2 第 2 項
届出媒介等業務	法第 73 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出に係る法第 26 条第 1 項	法第 73 条の 2 第 3 項

	各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務	
一年以下最低利用期間契約	違約金等の定めのある契約であって当該違約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号
継続利用	移動電気通信役務を継続的に利用すること（移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、一年以下最低利用期間契約のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。）	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号
対象設備	移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号
経済的利益	金銭その他の経済的な利益	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号二
合計利益提供額	移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなることを含み、継続利用を除く。）及び対象設備の購入等をするを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の手強に関する契約を締結することとなるものを含み、継続利用を除く。）を条件とする施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供であって、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けるこ	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号

	<p>ととなる当該利益の額以外の利益の額との合計額（法第 27 条の 3 第 1 項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる施行規則第 40 条の 2 において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。）</p>	
利益提供日	利益の提供を約し、又は約させる日	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号
先行同型機種	対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号
期間内変更等	契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったこと	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号
違約金等	期間内変更等を理由として求める違約金その他の経済的な負担	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号
特定経済的利益	期間内変更等を理由として受けることができないこととする経済的利益	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号
違約金等の定め	違約金等又は特定経済的利益に関する定め	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号
委託電気通信事業者	法第 27 条の 3 第 1 項の規定により指定された電気通信事業者であって届出媒介等業務受託者に移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をしたもの	施行規則第 40 条の 2
第三世代携帯電話サービス	電気通信事業法施行規則様式第四に規定する 3.9-4 世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	施行規則附則第 3 条第 1 項第 2 号

3 禁止行為の対象となる電気通信役務

(1) 規定の概要

① 法律の規定

法第 27 条の 3 第 1 項において、禁止行為の対象となる移動電気通信役務は、法第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる電気通信役務又は同項第 3 号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であって、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものと規定されており、また、法第 27 条の 3 第 3 項において、当該指定は、告示によって行うものと規定されている。

② 告示の規定

役務指定告示では、第 1 項において、移動電気通信役務として、携帯電話サービス及び BWA サービスを指定しており、第 2 項において、当該サービスから除外する役務を規定している。

(2) 指定する役務【役務指定告示第 1 項】

携帯電話サービス及び BWA サービス（(3) ② に示す役務を除く。）を指定する。

(3) 指定しない役務

① 携帯電話サービス及び BWA サービスとは異なる役務

PHS サービス、公衆無線 LAN サービス等が該当する。

② 携帯電話サービス及び全国 BWA サービスから個別に除外する役務

ア BWA アクセスサービス（報告規則第 1 条第 2 項第 13 号に規定する BWA アクセスサービスをいい、その業務区域が都道府県の区域の一部又は一の市町村（特別区を含む。）の区域の全部若しくは一部を超えないものに限る。）及び当該 BWA アクセスサービスの提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務【役務指定告示第 2 項第 1 号】

「地域 BWA サービス」を指しており、地域 BWA システムに係る無線局免許を受けていることが必要となる。

イ 卸電気通信役務【役務指定告示第 2 項第 2 号】

卸電気通信役務とは、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう（法第 29 条第 1 項第 10 号）。

ウ 契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務【役務指定告示第 2 項第 3 号】

「契約約款に定める料金その他の提供条件によらず」とは、契約の当事者間において、料金その他の提供条件を個別に定めている場合を意味している。ただし、個別に定められた料金その他の提供条件のうち個々の契約に共通するものが当該契約の大部分を占め、単に契約約款を参照しているのと変わらないと認められる場合は含まれない。

「法人」には、公法人（国、地方公共団体等）と私法人（財団法人、学校法人、株式会社等）のいずれもが該当する。ただし、私法人については、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該私法人の登記事項証明書その他の法人であることを証する書類を有している必要がある。

エ 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務【役務指定告示第2項第4号】

「電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより」とは、電気通信事業者が自社の事業用電気通信設備を制御すること¹を意味しており、利用者側で端末等を設定することにより制限されることは含まれない。

「特定地点以外での利用を制限」には、契約住所等の特定地点以外で利用者が当該電気通信役務を利用することができないよう、電気通信事業者において、当該電気通信役務の利用地点を常時把握し、利用者が特定地点以外で当該電気通信役務を利用した場合は、当該電気通信役務の提供を停止する措置が担保されているものが該当する。

オ 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供される役務【役務指定告示第2項第5号】

「特定の用途」とは、自由な音声通話やデータ通信とは異なり、位置情報のダウンロード、センサの取得データのアップロードなど、契約の締結段階においてあらかじめ制限されている利用目的を指す。

「機能が限定的で拡張性がない」とは、移動端末設備の機能がハードウェア又はソフトウェアにおいて制限されていること、また、事後的に特定の用途以外の用途に対応するための機能を追加することができないことを指す。

「向けの電気通信役務」とは、次のa又はbの電気通信役務を指す。ただし、名目上、汎用的な移動端末設備（スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータの4類型をいう。）向けの電気通信役務である場合は、a又はbの電気通信役務に該当するかどうかにかかわらず、含まれない。

¹ 利用者に対して契約上で制限を課すのみの措置では足りない。

- a 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備として予定された移動端末設備以外では使用できないようなハードウェア又はネットワーク上の制限がある電気通信役務

「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」には、例えば、各種（温度、速度、位置情報等）センサ、監視用カメラ、車載カーナビ、フォトパネルなどが該当する。ただし、移動端末設備の形状や本来予定されていた用途にかかわらず、制限のない音声通話、自由なインターネットブラウジング²、テザリング（特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備以外に接続できる場合に限る。）が可能であるものは含まない。

「ハードウェア又はネットワークにおいて制限」とは、例えば、次のような制限が該当する。

- ・ SIMカード（SIMカードに類する機能を有するものを含む。）が移動端末設備に組み込まれており、分離不可能であるもの。
- ・ SIMカードが通常の方法では容易に取り外せないよう移動端末設備に封入されているもの。
- ・ SIMカードを予定された移動端末設備以外に挿入した場合に、ネットワークの利用が制限され、通信できなくなるもの。

- b 音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限により特定の用途のみに対応するとみなすことができる電気通信役務

「音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限」に該当するかどうかは、

- ・ メールの可否又は制限
- ・ インターネットブラウジングの可否又は制限
- ・ アプリケーションの追加等による拡張性の可否又は制限
- ・ 通話/通信先の制限
- ・ 通話/通信回数の制限
- ・ 送受信する通信の制限
- ・ 通信速度
- ・ 通信可能量

などを総合的に考慮して判断する³ことになる。

² 例えば、インターネットに接続できるカーナビであっても、インストールされた映像アプリケーションにより特定のサイトにおける映像を閲覧できることのみでは自由なインターネットブラウジングとはいえない。

³ 次のいずれかに該当するような場合は、直ちに「音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限」に該当するものと考えられる。

- ・ 通信方式がLTE-M又はNB-IoTであるもの

4 禁止行為の対象となる電気通信事業者

(1) 規定の概要

① 法律の規定

法第 27 条の 3 第 1 項において、禁止行為の対象となる電気通信事業者は、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。）と規定されている。

② 省令の規定

施行規則第 22 条の 2 の 15 第 1 項において、移動電気通信役務の利用者の数の割合は、MVNO（MNO 及び当該 MNO の特定関係法人であるものを除く。）について 0.7% と規定されている。

③ 告示の規定

事業者指定告示において、禁止行為の対象となる具体的な電気通信事業者の名称が規定されている。

(2) 指定事業者への通知【施行規則第 22 条の 2 の 14】

電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨の通知⁴を行うことを規定している。

(3) 指定基準【施行規則第 22 条の 2 の 15 第 1 項】

法第 27 条の 3 第 1 項の総務省令で定める利用者の数の割合は、MVNO について 0.7% とする。MNO 及び当該 MNO の特定関係法人については、利用者の数の割合とは関係なく、移動電気通信役務を提供している全事業者が対象となる。

-
- ・ 最高通信速度が 64kbps 未満であるもの（音声通話が可能なものを除く。）
 - ・ 月間データ通信容量が 100MB 以下であるもの（データ通信容量を追加できるもの、データ通信容量を超過した後に 64kbps 以上の速度でデータ通信可能なもの及び音声通話が可能なものを除く。）

⁴ 通常想定されるスケジュール

4 月末まで	電気通信事業者から報告規則に基づく利用者の数の報告
5 月～	総務省において利用者の数を集計・計算 指定対象となる電気通信事業者を特定
6～7 月	情報通信行政・郵政行政審議会に事業者指定告示の改正案を諮問
8～9 月	新たに指定及び解除を受けることとなる電気通信事業者に通知 情報通信行政・郵政行政審議会から答申を受け、事業者指定告示を改正

(4) 計算方法【施行規則第 22 条の 2 の 15 第 2 項】

利用者の数の割合は、前年度末における利用者の数を用いて、年に 1 回、計算する。
なお、前年度末時点から電気通信事業者の指定を行うまでの間に、当該電気通信事業者の移動電気通信役務に係る電気通信事業の譲渡、廃止等又は当該電気通信事業者に係る合併、分割、相続等があった場合には、それらの事情を勘案した上で、指定を行うこととする。

(5) 計算方法の例外【施行規則第 22 条の 2 の 15 第 3 項】

利用者が複数の電気通信回線を保有する場合には、当該電気通信回線の数を利用者の数として計算する。ただし、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合には、当該複数の回線に係る利用者の数は、一として計算する。

5 通信料金と端末代金の完全分離

(1) 規定の概要

① 概要

ア 法律の規定

法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号（法第 73 条の 3 において準用する場合を含む。以下同じ。）は、移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者に対し、

- ・ 当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする（通信料金の割引）
- ・ その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるもの（端末代金の値引き等の利益の提供）

を約し、又は第三者に約させることを禁止している。

すなわち、通信料金の割引は法律上禁止されるものである一方で、端末代金の値引き等の利益の提供に関して禁止されるものは総務省令において規定されている。

イ 省令の規定

施行規則第 22 条の 2 の 16（施行規則第 40 条の 2 において準用する場合を含む。以下同じ。）は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号の規定を受けて、禁止される端末代金の値引き等の利益の提供を規定している。

② 移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結

ア 端末

法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備」とは、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の電気通信設備に接続して用いようとする移動端末設備（以下単に「端末」という。）を指す。

具体的には、スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ等が該当し、また、新品に限らない。

イ 端末の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。）

端末の「販売等」とは、端末の販売のほか、利用者に端末を用いることができるようにさせる形態全般を指す。所有権の移転の有無、対価の有無を問わない。

そのため、賃貸⁵、贈与、他者から端末を受け取ることができる権利の販売⁶やこれらの予約など、広く様々な形態を含む。

ウ 端末の販売等に関する契約の締結の主体

端末の販売等に関する契約の締結をする者は、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者（以下「電気通信事業者等」という。）に限られるものではなく、その主体や電気通信事業者等との関係性は問わない。すなわち、電気通信事業者等の子会社、関連会社等のほか、電気通信事業者等から依頼されて端末を販売する他の者や、電気通信事業者等と何らの関係なく端末を販売する者も含む。

エ 端末の販売等に関する契約の締結に際し

「端末の販売等に関する契約の締結に際し」とは、「約し、又は第三者に約させる」ことが「端末の販売等に関する契約の締結に関連していること」を求めるものであり、「端末の販売等に関する契約」の時点と「約し、又は第三者に約させる」ことの時点の同一性までを求めるものではない⁷。

<具体例>

- ・ 既に端末を購入した利用者に対して、領収書等の証拠を基に利益の提供を約する行為は、「端末の販売等に関する契約の締結に際する」と判断される。
- ・ 通信契約を締結した利用者に対して、後日の再来店で端末購入を案内し、一定期間経過後に端末を値引きして販売する行為は、「端末の販売等に関する契約の締結に際する」と判断される（後日の端末購入を案内する行為及び後日の端末を販売する行為のいずれもが「端末の販売に関する契約の締結」に関連する行為である。）。

③ 当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者

「当該契約」は、その電気通信事業者の移動電気通信役務の提供を受けるために必要な端末の販売等に関する契約を指す。

「利用者」とは、電気通信事業者との間に移動電気通信役務の提供に関する契約を締結している者に加え、移動電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。

⁵ 例えば、電気通信事業者が端末を利用者に賃貸（リース又はレンタル）するケースが想定される。

⁶ 例えば、電気通信事業者が、端末を販売するのではなく、関連会社の店舗において端末を受け取ることができる権利（チケット等に化体）を利用者に販売するケースが想定される。

⁷ 「約し、又は第三者に約させる」ことが端末の販売等に関する契約の締結に関連していれば、「約し、又は第三者に約させる」時点は、「端末の販売等に関する契約」より前であるか、同時であるか、後であるかを問わない。

「当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者」とは、「当該契約の相手方である利用者」のほか、当該利用者に関わりのある他の利用者もこれに当たる。

<具体例>

- ・ 紹介者である利用者の紹介を受けて被紹介者である利用者が端末の販売等に関する契約を締結した場合には、被紹介者である利用者に加え、紹介者である利用者も、「当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者」に当たる。この場合における利益の提供の額は、被紹介者である利用者のもので紹介者である利用者のものを合算したものとなる。

④ 約し、又は第三者に約させる

「約し、又は約させる」者として禁止行為の対象となる者は、電気通信事業者等である。

「約し」とは、禁止行為の対象となる電気通信事業者等が、電気通信設備の販売等に関する契約に係る利用者に対し、利益の提供を提示することを示すことをいい、利用者がそれを受諾するか否かは問わない。

「約させる」とは、禁止行為の対象となる電気通信事業者等が、当該電気通信事業者等以外の者に対し、「約する」行為を「させる」ことを指す。電気通信事業者等が他の者に利益の提供を委託することは、「約させる」に当たる。「約させる」に当たるか否かについては、個々の事例ごとに、原資の拠出元、施策の企画主体、施策の適用条件、その他の事情を勘案して判断を要することとなる⁸。

電気通信事業者等が約させる「第三者」は、電気通信事業者等の子会社、関連会社等の範囲の者に限られるものではなく、制限はない。電気通信事業者により約させられた者が届出媒介等業務受託者である場合には、電気通信事業者は法第 27 条の 3 第 2 項第 2 項第 1 号の規定に、届出媒介等業務受託者は第 73 条の 3 において準用する同号の規定に違反することとなる。

電気通信事業者等と何ら関係なく第三者が利益の提供を行うことは、電気通信事業者等が「約し、又は約させる」ことには当たらない。

なお、「通信料金を有利とすること」については、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の主体となり得る電気通信事業者又はその取次ぎ若しくは代理を行う

⁸ 例えば、原資の拠出元が電気通信事業者等である場合や、電気通信事業者等が企画の内容の決定に関与している場合には、「約させる」に当たる可能性が高い。「継続利用」を条件とする施策については、より強く電気通信事業者等による企画の内容の決定の関与が推測されるためその状況を確認する必要性が高く、電気通信事業者等のポイントプログラムを活用して利益の提供を行う場合には電気通信事業者等との関係を詳細に確認して判断することが不可欠と考えられる。

また、広告や施策の実施について、特定の電気通信事業者等が協力していること、利益を提供する手段として電気通信事業者等が運営するポイントプログラムを活用していることのみをもって、電気通信事業者等が約させているに当たるとはならない。

届出媒介等業務受託者のみが、「約し、又は約させる」者又は電気通信事業者等が「約させる」第三者となり得る⁹。

<具体例>

○ 次の例は、第三者に約させるに当たる。

- ・ 届出媒介等業務受託者が通信契約を締結した利用者に対して別店舗での端末の購入を案内し¹⁰、当該別店舗において当該利用者に端末を値引きして販売させること（別店舗での端末の購入を案内した店舗が「約させる」に当たるとともに、端末を値引きして販売した店舗は「約する」に当たる。）。
- ・ 電気通信事業者が、端末の卸先事業者（移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行わず、端末の販売のみを行う事業者）に対して端末の値引き等に必要原資を提供するとともに、当該者に依頼して、当該電気通信事業者と通信契約を締結した利用者に対して端末を値引いて販売させること。

○ 次の例は、記載の条件のみでは第三者に約させるに当たるとは判断されない。

- ・ 電気通信事業者が媒介等業務受託者でない端末の販売のみを行う事業者に利益の提供を約させていない場合において、当該端末の販売のみを行う事業者が、再委託先の事業者に対して、端末の値引き等を約させて端末を販売させること（電気通信事業者は、第三者に約させているとはいえない。）。
- ・ 端末メーカーが、自らの原資・企画で、電気通信事業者が何ら企画に加わることなく、当該電気通信事業者が運営している、加入者を当該電気通信事業者の利用者に限らないオープンなポイント制度を活用して、当該電気通信事業者の利用者である当該端末メーカーの端末の購入者に対してポイントを付与すること。

なお、電気通信事業者により約させられたものではない端末メーカーによる施策について、電気通信事業者の店舗等で周知等をする場合には、電気通信事業者等は、当該施策が端末メーカーによるものであることを明らかにすることが必要である。

⑤ 約する時点と利益の提供の実現の時間差

約する時点において利益の提供が実現しておらず、約する時点からみて将来において利益の提供が実現する場合であっても、「約する」に該当するか否かの判断に影響を及ぼすことはない。

⁹ 法第27条の3第1項第2号は、こうした考え方により、約させる相手方を届出媒介等業務受託者に限っている。

¹⁰ 端末を値引きして販売することを明示的に案内していない場合であっても、詳細な説明なく別店舗に誘導しているような場合も含まれる。

(2) 通信料金の割引【法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号】

① 概要

電気通信事業者は、通信料金について、端末の販売等に関する契約を締結した利用者に対するものを、当該契約を締結しない場合におけるものより、有利としてはならない。

② 通信料金

通信料金には、移動電気通信役務である通話サービスやデータ通信サービスの料金のほか、これらのオプションサービスの料金を含む。

③ 「有利」の判断基準

「有利」の判断は、次のア、イに基づいて行う。すなわち、端末の購入の有無や購入する端末の種別を条件として通信料金の割引を行うことや、端末の購入をした利用者や特定の種別の端末を対象とした割安な料金プランを設定することは、「有利とする」に該当するが、次のア、イのとおり、アの区分や、イの小区分の間で通信料金が異なっても「有利とする」には該当しない。

ア 料金プランの区分

「通信料金について、端末の販売等に関する契約を締結した利用者に対するものを、当該契約を締結しない場合におけるものより、有利とする」ことについては、次の料金プランの区分ごとに判断する。

- a 音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン
- b データ通信のみを対象とする料金プラン
- c 音声通信のみを対象とする料金プラン
- d 特殊な形態に対応した料金プラン

dの料金プランの区分は、使用される端末の機能が著しく限定されていること等、個別の状況に応じて独立の区分とすることが妥当なものに対応する区分であり、現時点で具体的に該当するものは、次のとおりである¹¹。

- ・ 子ども向けに機能を制限した端末に対応した子ども向けの料金プラン
- ・ 前払いであるために後払いの料金プランとは異なるプリペイドプラン

イ 料金プランの区分内における特定の端末の種別向けの料金プランの小区分

同一の料金プランの区分内にある料金プランであっても、端末の機能などにより利用者の利用の形態の大きな相違があることに対応するため、特定の端末の種別向けの料金プランの小区分（以下単に「小区分」という。）ごとに料金プランの提供の有無を異なるものとするができる。小区分が異なる場合であっても、

¹¹ この料金プランの区分に該当するこれら以外の料金プランが生じた場合には、適宜本ガイドラインに反映させる。

同じ条件（注：例えば、同じデータ通信容量）について、異なる料金とすることは、「有利とする」に当たる。

現時点で具体的に想定されるものは、次のとおりである¹²。

- ・ ア a（音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン）については、「スマートフォン」及び「フィーチャーフォン」
- ・ ア b（データ通信のみを対象とする料金プラン）については、「タブレット」、「モバイルルータ」及び「特定地点以外での利用を制限しているモバイルルータ¹³」

④ 端末に着目しない割引等

社会的な属性や提供する役務の性質など、端末に着目しない割引等については、「有利とする」には当たらない。具体的には、年齢などの属性による高齢者向けの料金プランや、障がい者向けの料金プランなどが、これに当たる。

なお、そのような割引等を受ける利用者や利用形態に対応し、機能を限定したり、特化した機能を付加した端末を使用することを当該料金プランの契約の条件とすること等については、当該条件が付随的なものである限り、端末に着目していないものと考えられる。ただし、その場合であっても、端末の購入を条件とする場合には、端末に着目したものと判断される。

⑤ 持込み端末の扱い

特定の料金プランが「有利とする」に当たらないと判断されるには、当該料金プランが、自社による端末の販売等に際する場合のみならず、対象とする端末と同じ小区分に属する端末の持込みに際しても受け入れるものであることが必要である。しかし、フィーチャーフォン、タブレット及びモバイルルータについては、他者が販売した端末に対応する料金プランで受け入れるための体制の確立コストを踏まえ、当面は、③ア a（音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン）「スマートフォン」以外の料金プランについては、持込み端末について自社が販売した端末を受け入れるものであれば、「有利とする」に該当するとは判断しない。

<具体例>

○ 5Gの料金プラン

5Gの料金プランは、既存の③ア a（音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン）と同一のものとすること（i）、当該プランに付加するものとすること（ii）、当該プランとは異なるものとすること（iii）が考えられる。

¹² 小区分に該当するこれら以外のものが生じた場合には、適宜本ガイドラインに反映させる。

¹³ 例えば、契約上の制限を設けるとともに、端末にバッテリーが搭載されていないものなどが考えられる。

i については、当然に「有利とする」には該当しない。

ii については、5Gネットワークが4Gネットワークとは別に構築したものであることを踏まえて③ア a（音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン）内に新たな小区分を設定することとなれば、「有利とする」には該当しない。

iii については、5Gネットワークが4Gネットワークとは別に構築したものであること、5Gによる利用者の利用の形態が4Gと大きく相違することが想定されることなどを踏まえて新たな料金プランの区分を設定することとなれば、「有利とする」には該当しない。

○ ウェアラブル端末の料金プラン

ウェアラブル端末については、その端末の機能に応じて対応する料金プランの区分や小区分が決定される。

○ 複数台目の料金を有利とする料金プラン

複数台目の料金を低く設定することについて、事務コストの削減の反映、複数台需要の掘り起こし等の施策として合理性を有するものである場合には、その料金プランは、当該低く設定された料金プランの適用が端末の購入を条件とするものでなければ、端末に着目しない割引として、「有利とする」には該当しない。

○ 複数の端末が販売されている場合において、購入する端末の種類ごとに選択できる料金プランが異なる場合における当該料金プラン

複数の端末が販売されている場合において、同一の料金プランの区分内で、購入する端末の種類ごとに選択できる料金プランが異なる場合であっても、選択できる料金プランのそれぞれにおいて、当該料金プランへの加入が当該端末の購入等を条件としておらず、他者が販売した同じ小区分に属する端末も対象としているのであれば、「有利とする」には該当しない。

○ 特定の端末のみに適用されるオプション

小区分より更に詳細なものとして特定の端末のみに適用されるオプションについては、当該オプションへの加入を特定の端末のみに限定していることについて、当該オプションの内容と当該端末の有する機能に照らして合理的な理由があれば、「有利とする」には該当しない。

例えば、データ無制限オプションを特定の端末のみ利用できるとすることについて、無制限にデータを使用できる周波数を特定の周波数に限定するために、一定のデータ量を超えたデータ利用を当該周波数に限定することができる端末にのみ可能とすることは合理的な理由といえる。

(3) 端末代金の値引き等の利益の提供【施行規則第22条の2の16】

① 概要

施行規則第 22 条の 2 の 16 では、第 1 項において、禁止される端末代金の値引き等の利益の提供の内容を、第 2 項において、利益の提供の額の算定に用いる端末の価格の基準を規定している。

ア 端末代金の値引き等の利益の提供の概要【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項】

条項	利益の提供を行う条件	禁止される利益の提供等
第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> 「継続利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とすること 「新たに通信役務の提供に関する契約を締結すること（以下「新規契約」という。）（継続利用に限る。）」を条件とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供について、一律禁止
第 2 号本文	<ul style="list-style-type: none"> 「移動電気通信役務を利用すること¹⁴（継続利用を除く。以下「通信役務の利用」という。）及び「端末の購入等をする事」を条件とすること 「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供の上限について、2 万円（税抜）と端末の対照価格から先行同型機種買取価格を減じて得た額のいずれか低い額
ただし書	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる在庫端末、廉価端末、通信方式の変更等に対応するための端末 	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 号本文の適用を除外

イ 利益の提供の額の算定に用いる端末の価格（対照価格）【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 2 項】

利益の提供の有無、利益の提供の額を判断するために端末の価格として用いる「対照価格」の内容を定めている。

② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項各号】

ア 「条件」の趣旨（直接的条件と間接的条件）

施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項各号に規定する「継続利用」、「通信役務の利用」、「端末の購入等をする事」及び「新規契約」の条件については、同項各号において、それぞれその状態となることも含むこととしている¹⁵。

これは、利益の提供がされる条件として、例えば、「継続利用」との条件であれば、端末代金の値引き等に当たって、直接的に「継続利用」を求める場合のほか、直接的には「継続利用」を求めないものの、間接的な要件により結果として移動

¹⁴ 施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号では、「移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること」と規定している。

¹⁵ 例えば、「継続利用」については、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号において、「移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含む。」とされている。

電気通信役務の継続的な利用がされるようにすることを含む趣旨である。「端末の購入等をする事」等の他の条件についても、「端末の購入等をしなければ満たすことのできない条件を求める事」等が含まれる。

なお、「通信役務の利用」を条件とした利益の提供が行われる場合において、利益の提供を受ける利用者が自ら継続的な利用を求める通信契約を選択することは、「継続利用」の条件には当たらない。

<直接的条件と間接的条件>

○ 「継続利用」を条件とすること、「通信役務の利用」を条件とすることに該当するものとしては、例えば次のようなことが想定される。

	「継続利用」を条件	「通信役務の利用」を条件
通信契約を要件とするケース	<ul style="list-style-type: none"> 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行う場合において、通信契約を解約した場合に値引きの返還等を求めること 「2年の通信契約を締結すること」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 「通信役務を利用すること」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行うこと
通信契約以外の要件を介在するケース	<ul style="list-style-type: none"> 「2年の通信契約を締結していなければ加入できない別のプログラムに加入していること」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行うこと 「通信契約を締結していなければ加入できない別のプログラムに加入していること」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行う場合において、通信契約を一定期間継続していなければ当該値引きが受けられないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 「通信契約を締結していなければ加入できない別のプログラムに加入していること」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行うこと
端末の購入を限定するケース	<ul style="list-style-type: none"> 「端末の購入等する事」を条件として端末の値引きを行う場合において、端末の購入等を2年の通信契約を締結している場合に限っていること 	<ul style="list-style-type: none"> 「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行う場合において、端末の購入等を通信契約を締結している者に限っていること

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末の値引きを行う場合において、通信契約を解約した場合に割賦の残金の一括払いを求めること 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件としてポイント付与を行う場合において、ポイント付与までの間に通信契約を解約した場合にはその付与をしないこと 	

<具体例>

- 通信契約を解約した場合に端末に係る違約金等を求めて、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件として端末代金の値引きを行うことは、「通信役務の利用」を条件とする利益の提供に当たるほか、「継続利用」を条件とする利益の提供にも当たる。
- 端末の購入を通信契約を締結している者に限っている場合において、「端末の購入等をする事」を条件として当該端末の代金に応じてポイントを付与することは、「通信役務の利用」を条件とする利益の提供に当たる。
- システム上の都合で利益の提供までの間通信契約を締結している者であることを求めて、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件としてポイント付与を行うことは、「通信役務の利用」を条件とする利益の提供に当たるほか、「継続利用」を条件とする利益の提供にも当たる。
- 「通信契約を締結していなければ加入できないプログラムに加入していること」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、更に通信契約を締結している者に限って行われている「端末の買換え」を条件として買換え前の端末の値引きを約することは、「継続利用」を条件とする利益の提供に当たる。
- 「来店をして手続をすること」を条件として、販売促進用の景品を配布することは、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とする利益の提供には当たらない。

イ 「新規契約」を条件とする端末の値引き等の利益の提供

法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「端末の販売等に際して」、「新規契約」を条件として行う利益の提供は、その通信契約が「継続利用」に当たるものか、「通信役務の利用」に当たるものかに応じて、禁止行為の対象となる。

端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件である「新規契約」は、純粋に新たな通信契約を締結することとMNP制度により他の電気通信事業者から移行して通信契約を締結することの双方を含む。

また、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件として行う利益の提供については、通信料金の割引を行うものであれば、法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性があり、それ以外のものであれば、電気通信事業者が、端末等の販売に際して禁止される利益の提供の額を超えて、利用者に利益の提供を行う場合又は届出媒介等業務受託者に新規契約に関する奨励金を提供する場合には、同項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある。

端末の販売等	条件		適用される規律の内容	
端末の販売等に際する	「新規契約」を条件とする	「継続利用」に当たる	利益の提供について、一律禁止	
		「通信役務の利用」に当たる	利益の提供の上限について、2万円（税抜）と端末の対照価格から先行同型機種買取価格を減じて得た額のいずれか低い額	
端末の販売等に際さない			通信料金の割引	端末代金の値引き等の利益の提供等
		「継続利用」に当たる	通信料金の割引について法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する可能性	利益の提供等について、法第 29 条第 1 項第 12 号に該当する可能性
		「通信役務の利用」に当たる		2万円（税抜）を超える利益の提供等について、法第 29 条第 1 項第 12 号に該当する可能性

<具体例>

- ・ 「新規契約」又は機種変更を条件として3万円のキャッシュバックを行うことは、端末の販売等に際するものについては禁止行為の対象となり、端末の販売等に際さないものについては法第 29 条第 1 項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある。
- ・ 「該当プランへの加入」を条件として3万円のキャッシュバックを行うことは、当該事業者内におけるプラン変更を受け入れるものであり、「新規契約」を条件とするものではない。

ウ 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件と他の条件との関係

端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件（「継続利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とすること、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とすること並びに「新規契約」を条件とすることをいう。以下

同じ。) と他の条件を組み合わせる利益を提供する場合の扱いは次のとおりである。

- a 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件と他の条件の双方を満たす場合に一の利益の提供がされる場合
当該一の利益の提供について、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。
- b 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件を満たす場合に利益の提供がされ、他の条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合
双方の利益の提供について、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。
- c 他の条件を満たす場合に利益の提供がされ、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合
追加的な他の利益の提供についてのみ、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。
- d 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件と他の条件のいずれかを満たす場合に一の利益の提供がされる場合
当該一の利益の提供について、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。

<具体例>

- 次の場合は、禁止の対象となる利益の提供に該当する。
 - ・ 「継続利用」及び「端末の購入等をする事」の条件を満たす者のうち、抽選に当選した者に対して、利益の提供を行う場合 (a)
 - ・ 「継続利用」及び「端末の購入等をする事」の条件を満たす者に対して一定の利益の提供をし、追加的に特定のアプリケーションをインストールした場合に利益の提供の額を上乗せする場合 (b)
 - ・ 光回線を契約した者に対して一定の利益の提供をし、追加的に「継続利用」及び「端末の購入等をする事」の条件を満たす場合に利益の提供を上乗せする場合 (c (当該追加的な利益の提供が対象となる。))
 - ・ 「継続利用」及び「端末の購入等をする事」の条件を満たす者又は光回線を契約した者のいずれかの条件を満たす者に対して一の利益の提供を行う場合 (d)

エ 利益の付与と実現の時間差

一の端末の購入に際して、他の端末の購入に特化して用いることができる利益を提供する場合のように、利益の付与と利益の実現に時間差があり、利益の提供か否か判断できる機会が複数ある施策については、付与する際に禁止の対象となるかを判断し、この判断を経た利益の提供は、実現の際には禁止の対象となるかを判断しない。

<具体例>

- ・ 端末の購入の際に付与する将来の端末の機種変更に特化して利用することができるクーポンについては、次のように扱う。
 - － 当該クーポンを付与する際に、条件の内容に応じて禁止の対象となるかを判断する（将来の端末の機種変更に利用する際の条件についても付与する際に併せて判断する。）。
 - － 当該クーポンを利用する際には、禁止の対象となるかの判断は要さない。
なお、端末の購入に際さないで付与するクーポンについては、当該クーポンを利用する際に条件の内容に応じて禁止の対象となるかを判断する。

オ 最低利用期間の取扱い

一年以下最低利用期間契約のみを締結し、又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めのない契約のみを提供している電気通事業者について、一年以下最低利用期間契約の締結を条件とすることは、「継続利用」の条件ではなく、「通信役務の利用」の条件として扱う。一年以下最低利用期間契約のみを締結し、又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めのない契約のみを提供しているか否かは、料金プランの区分（（2）③ア）ごとに判断する。

③ 利益の提供の形態等【施行規則第22条の2の16第1項第1号】

ア 利益の提供の形態

禁止される利益の提供の形態は、経済的な利益を広く対象としている。具体的には、次のようなものがある。

a 端末代金の値引き【施行規則第22条の2の16第1項第1号イ】

端末代金の値引きは、施行規則第22条の2の16第1項第1号イ（対象設備に係る代金の額を当該対象設備の対照価格よりも低いものとする）に規定されている。

一般的に、端末代金については、値引きが適用されていない場合の価格と値引きが適用された後の価格の差を見ることで、値引きの有無や値引き額を把握できるが、必ずしも電気通信事業者等が値引きが適用されていない場合の価格を設定するとは限らない。そのため、値引きの有無や割引額を判断するための比較対象とする「対照価格」との差分の有無又は額により、利益の提供の有無又は額を判断する。

b 他の役務又は他の財の割引又は無償提供【施行規則第22条の2の16第1項第1号ロ】

割引又は減免が適用されていない場合の料金又は代金、割引又は減免が適用された後の料金又は代金との差を見ることで¹⁶、割引の有無や割引額を把握する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスについては、無償で提供しても利益の提供とはしない。

<具体例>

- ・ 端末補償サービスの扱い

端末補償サービス（事前に参加することで、端末が破損等した場合には未加入者よりも低廉な価格で修理等が受けられるサービス）その他類似サービスについては、赤字が指向されておらず、かつ、端末購入者のみを加入可能とする合理的な理由がある場合には「利益の提供」に該当しない。

- c 端末を譲り受ける際の市場における一般的な価格を超える額の対価の提供【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号ハ】

利用者から端末の買取等を行う際に、中古端末市場における一般的な買取価格を超える額を対価として提供することは利益の提供に当たり、当該対価と一般的な価格の差が利益の提供の額となる。

- d 経済上の利益【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号ニ】

a から c までに掲げるもののほか、経済的な利益は、全て「利益」に当たる。具体的には、金銭、ポイント、商品券、クーポン等が考えられる。

<具体例>

- 利益の額の認識方法

- ・ 抽選により提供される利益の額は、抽選の当選確率にかかわらず、当選した場合に得られる最も高い利益の提供の額を、利益の提供の額として認識する。

- 利益の提供には含まれないもの

- ・ 窓口の順番の優先権の付与のように、経済的な利益とは言いがたいものを提供することは、利益の提供とはいえない。

イ 将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の扱い

¹⁶ 自らが提供している他の役務の場合には、自らが他の者に提供している価格、他の者が提供している他の役務の場合には、その者が他の者に提供している価格などとの差を見ることになる。

電気通信事業者は、将来時点において端末の買取りを行うこと等により、一定の金額と当該端末の買取価格等との差額が利益の提供の額となるような、将来時点でしか金額が確定しない利益の提供について提供する場合¹⁷には、次の手続によることで、約し、又は約させる際に提供する利益の額を確定できる。

なお、届出媒介等業務受託者が独自にこうした施策を講ずる場合には、当該届出媒介等業務受託者が当該手続を行うこともできる。

- a 利益の提供を約する前に、利益の提供を行う将来時点において予見される合理的な買取等予定価格（以下単に「買取等予定価格」という。）について、その裏付け資料とともに総務省に提出する¹⁸。
- b 電気通信事業者において、買取等予定価格を公表する。
- c 電気通信事業者において、当該利益の提供を行う利用者に対し、利益の提供額及び買取等予定価格を説明する。
- d 買取りを行う時期が到来した際には、同じ形態で利益の提供を行う利用者以外の利用者についても、事前の買取等予定価格によって買取りを行う^{19,20}。

④ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の適用【施行規則第22条の2の16第1項第2号】

ア 上限となる価格

上限となる価格は、2万円（税抜）又は対照価格から販売等する端末の先行同型機種²¹の買取価格を減じて得た額のいずれか低い方である。

「先行同型機種」とは、販売等する端末の直近の先行同型機種、その直近の先行同型機種のように、過去に販売された同型機種の全てをいい、このうち最も高い買取価格を用いて計算する。なお、端末の記憶容量や色に着目して買取価格に差異を設けている場合には、それらに応じた買取価格を用いる。

¹⁷ 残価を設定して行う端末のリース契約については、設定される残価の水準によっては利益の提供と認識され、かつ、その金額が将来時点でしか確定しないこととなる場合がある。

¹⁸ 買取等予定価格が各社平均値から著しく乖離している場合などには、総務省は追加的な裏付け資料の提出を求めることがあり得る。

¹⁹ 総務省への提出時と状況が変動したこと等により、同じ形態で利益の提供を行う利用者以外の利用者からの買取価格を買取等予定価格と異なるものとする場合には、変動後の価格と変動が生じた理由を総務省に提出するとともに、公表することを要する。また、買取等予定価格が市場における一般的な買取価格を著しく超える事例が頻繁に生ずる電気通信事業者においては、他の端末を含め、当初の裏付け資料として、合理性についてのより詳細な資料の提出を要する。

²⁰ 他の利用者について当該端末の買取りを行わない場合には、中古端末市場における当該端末の一般的な買取価格及びその買取価格と買取等予定価格との乖離の理由を総務省に提出するとともに、公表することを要する。

この際、届出媒介等業務受託者が参照すべき「先行同型機種の買取価格」は、当該届出媒介等業務受託者の委託元である電気通信事業者の施策として買取を行う場合は当該電気通信事業者が設定する買取価格であり、自らの施策として買取を行う場合は自らが設定する買取価格である。

イ 提供される利益の額の計算

提供される利益の額が、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の範囲内にあるか否かは、

- ・ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とすることにより提供される利益
- ・ これらの利益の提供を受けるために必要となる契約に関して電気通信事業者及び当該電気通信事業者が提供する通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が提供する全ての利益を合計した額（合計利益提供額）である。

⑤ 電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者の双方による利益の提供

電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の双方が、同一の端末の販売等に際して利用者に対して利益の提供を行う場合には、その双方において、合計利益提供額が利益の提供の額の上限を上回ることがないように業務を行うことが必要となる。

電気通信事業者は、法第 27 条の 4 の指導等措置義務として、届出媒介等業務受託者に対し「委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない」とされており、施行規則において、法第 73 条の 3 において準用する法第 27 条の 3 第 2 項の規定を遵守するために必要な措置を講ずることが義務づけられている（施行規則第 22 条の 2 の 18）。そのため、電気通信事業者は、委託先の届出媒介等業務受託者が上限を上回る利益の提供を行わないよう、指導することが必要となる。

電気通信事業者が、届出媒介等業務受託者が法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号を遵守するために講ずる具体的な措置の内容としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 規定の趣旨、規定の内容についての十分な情報提供
- ・ 届出媒介等業務受託者における規定の遵守のための一般的な管理体制の構築の指導の徹底、管理体制の構築の確認等
- ・ 自らが行う利益の提供の額²¹の通知

なお、これらの措置を講ずるに当たっては、電気通信事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に抵触することのないよう留意する必要がある。

例えば、以下のような行為は、独占禁止法の規定に抵触するおそれがある。

²¹ 自らが行う利益の提供の額が法に基づく上限となることも可能である。

- ・ 電気通信事業者が届出媒介等業務受託者に対し、届出媒介等業務受託者が販売する端末の具体的な価格や、届出媒介等業務受託者が行う利益提供の具体的な額を指示して守らせること
- ・ 電気通信事業者と届出媒介等業務受託者が、届出媒介等業務受託者が販売する端末の具体的な価格や、届出媒介等業務受託者が行う利益提供の具体的な額について合意すること
- ・ 電気通信事業者が届出媒介等業務受託者に対し、利用者に対する利益の提供を強要すること

媒介等業務受託者においては、電気通信事業者により講じられた措置を受けて、法の規定の内容を十分に理解し、その遵守のための管理体制を構築することにより、自らが行う利益の提供が法の規定に反しないよう、業務を行う必要がある。

⑥ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の例外【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号ただし書】

ア 不良在庫端末【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イ】

a 概要

在庫端末については、次の表のとおり、最後に調達した日を基準とした利益の提供が可能である²²³。

製造事業者による製造の状況	その同型機種を最後に調達した日からの経過期間	利益の提供の額の上限
中止されていないもの	24 か月	対照価格の半額に相当する額
中止されたもの	12 か月	対照価格の半額に相当する額
	24 か月	対照価格の 8 割に相当する額

b 調達主体等に応じた最後に調達した日の考え方

最後に調達した日とは、電気通信事業者等についてそれぞれ次のとおりである（施行規則第 22 条の 2 の 16）。

(a) 電気通信事業者

電気通信事業者が調達した端末は、電気通信事業者が最後に調達した日。

(b) 届出媒介等業務受託者

届出媒介等業務受託者が調達した端末は、端末の調達元に応じて次のとおり。

²² 禁止の対象となる利益の提供とならないよう、端末を単体で販売すること等により対応することが考えられる。

²³ 当該特例の適用に当たっては、電気通信事業者は届出媒介等業務受託者にこれを適用する旨を通知することを要する。

- ・ 電気通信事業者から調達した端末については、電気通信事業者が最後に調達した日。
- ・ 電気通信事業者以外の者から調達した端末については、当該媒介等業務受託者が最後に調達した日。

c 調達の手法等に応じた最後に調達した日の考え方

最後に調達した日とは、最後に納入された日²⁴をいう。例えば、最初に1年分の発注を行い、3か月ごとに1/4ずつ納入される契約であれば、最後に納入された日である²⁵。最初に発売を行うためにした調達日は、発売日とする。また、調達日は、容量や色ごとに判断する。

なお、不良在庫端末の要件を満たすとして、利益の提供の額の上限の特例を適用している期間中に、別の調達行為（準備行為を含む。）を行った場合には、それまでの調達分も含めて、不良在庫端末の要件を満たさないこととなる。

d 最後に調達した日又は製造の中止がされていることの確定

不良在庫端末に関する特例の適用に当たり、電気通信事業者等は、最後に調達した日又は製造の中止がされていることについて、客観的に示すことができる関係資料を総務省に提出することを要する。

イ 廉価端末【施行規則第22条の2の16第1項第2号ただし書ロ】

利益提供日における対照価格が2万円（税抜）以下の端末については、対照価格未満の利益の提供が可能である。

ウ 通信方式の変更に対応するための端末【施行規則第22条の2の16第2項ただし書ハ】

その提供を廃止するために契約に係る申込みの受付を終了した音声通信又はデータ通信の方式（以下「旧通信方式」という。）を用いた通信役務の利用者が、当該通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等する端末については、対照価格以下の利益の提供が可能である。当該措置を講ずることができる相手方たる利用者は、旧通信方式のみに対応した端末を現に利用している者に限る。

エ 周波数の移行に対応するための端末【施行規則第22条の2の16第2項ただし書ニ】

その提供を全部又は一部の地域で行わないこととした旨を利用者に告知した音声通信又はデータ通信の周波数帯（以下「旧周波数帯」という。）を用いた通信役務の

²⁴ 端末の引渡しがあった日をいう。

²⁵ 例えば、最初に長期間分の発注を行い、それに基づく複数回に渡る納入を途中で打ち切った場合は、最後に調達した日は、打ち切る直前の納入日となる。

利用者が、他の周波数帯に対応するために購入等する端末については、対照価格以下の利益の提供が可能である。当該措置を講ずることができる相手方たる利用者は、旧周波数帯のみに対応した端末を現に利用している者に限る。

⑦ 対照価格【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 2 項、第 40 条の 2】

ア 対照価格の内容

対照価格は、電気通信事業者、媒介等業務受託者、その他の者で異なり、それぞれ次のとおりである。これらの価格は、法人ごとに判断する。また、届出媒介等業務受託者が端末代金に対して頭金を設定している場合には、当該届出媒介等業務受託者の対照価格は、当該頭金を含んだものとなる。

a 電気通信事業者

- ・ 販売等される端末と同時に販売等された同型機種について複数の価格を定めている場合は、当該複数の価格のうち最も高い価格。
複数の価格としては、通常販売価格、端末が故障等した利用者に対して再度同型機種を販売する際の販売価格等が想定される。
- ・ 販売等される端末と同時に販売等された同型機種について一の価格のみを定めている場合は、調達価格。

<具体例>

- ・ 例えば、通常販売価格と通常販売価格から 1 万円割り引いた価格を提示している場合には、複数の価格を定めているものとして、当該複数の価格のうち最も高い価格である通常販売価格が対照価格となる。
- ・ 全ての利用者に対して 5 万円で端末を販売している場合には、一の価格のみを定めている場合となり、その調達価格が対照価格となる。

b 届出媒介等業務受託者

- ・ 販売等される端末と同時に販売等された同型機種について複数の価格を定めている場合は、当該複数の価格のうち最も高い価格²⁶。
- ・ 販売等される端末と同時に販売等された同型機種について一の価格のみを定めている場合は、次のとおり。
 - － 電気通信事業者から調達した端末は、電気通信事業者の対照価格と同じ。
 - － 電気通信事業者以外の者から調達した端末は、調達価格。

c 電気通信事業者等以外の者

- ・ 販売等される端末と同時に販売等された同型機種について複数の価格を定めている場合は、複数の価格のうち最も高い価格。

²⁶ 二以上の委託電気通信事業者から委託を受け端末を調達している届出媒介等業務受託者にあつては、委託電気通信事業者ごとに対照価格を判断する。

- ・ 販売等される端末と同時に販売等された同型機種について一の価格のみを定めている場合は、当該一の価格。

イ 中古端末の扱い

中古端末の場合には、アの基準は次のように適用する。

- ・ aからcまでにおいて、同時に販売等された同型機種について、複数の価格があるか、一の価格のみがあるかの判断については、「同時に販売等された同型機種で同等の状態であるものについて複数の価格があるか、一の価格のみがあるか」により判断する。なお、販売等の直前に新品を開封する等により形式的に中古端末として扱おうとするものであっても、新品と同等の状態にあるものは新品と扱う。なお、端末の記憶容量や色に着目して価格が定められている場合には、それぞれの価格を用いる。
- ・ a及びbにおける「調達価格」について、状態が異なる端末を一括して調達する等、個々の端末の正確な調達価格が定かでないときは、「販売等する端末と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である同型機種の当該電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者の調達価格」とする²⁷。具体的には、当該電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者における当該端末と同等の中古端末の調達価格の実績値を用い、それが無い場合には、その予定値として当該電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者が立証する中古端末市場における一般的な買取価格とする。なお、端末の記憶容量や色に着目して買取価格に差異を設けている場合には、それに応じた調達価格を用いる。

ウ 不当な価格設定への対処

端末について、複数の価格を定めているものの、それらが全て調達価格よりも低いものである場合には、潜脱行為に当たるものとして、適正な基準価格とは認められない。

電気通信事業者等においては、潜脱行為が疑われる事例が生じた場合における総務省による報告徴収等に対応するため、速やかに調達価格を説明できるよう、必要な資料を整理しておくことが求められる。

なお、会計上減損処理をした端末については、減損処理後の残存価値を元に調達価格を算定することができる。当該算定を行うに当たっては、当該算定を行うこと、当該算定内容及び当該算定の対象となる端末の台数²⁸を客観的に示すことができる関係書類を総務省に提出することを要する。

²⁷ 「販売等する端末と同等の機能を有し」の要件は、販売等する端末と同型機種であることをもって満たすものである。

²⁸ ① 調達台数、② 届出媒介等業務受託者に卸した台数、③ ②のうち利用者に対して販売等されていない台数、④ ①と②の差分、⑤ ④のうち利用者に対して販売等した台数、⑥ 減損処理の対象となった台数

<具体例>

- ・ 以前調達した端末が在庫になっている段階で、以前の調達より安価に同型機種を調達した場合には、これらの端末の調達価格を加重平均して求めた額を調達価格とすることができる。この場合には、加重平均して算定を行うこと及び当該算定の対象となる端末の台数等（調達ごとに、① 調達台数、② 届出媒介等業務受託者に卸した台数、③ ②のうち利用者に対して販売等されていない台数、④ ①と②の差分、⑤ ④のうち利用者に対して販売等した台数、⑥ ④のうち利用者に対して販売等されていない台数、⑦ ⑥の調達価格）を客観的に示すことができる関係資料を総務省に提出することを要する。

6 不当な期間拘束

(1) 規定の概要

① 法律の規定

法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号（法第 73 条の 3 において準用する場合を含む。以下同じ。）は、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させることを禁止している。

② 省令の規定

施行規則第 22 条の 2 の 17（施行規則第 40 条の 2 で準用する場合を含む。以下同じ。）は、契約の解除を不当に妨げる提供条件として、

- ・ 違約金等の定めに係る期間が上限を超えるもの
- ・ 違約金等の定めがない契約を提供しないこと
- ・ 違約金等の定めがない契約の料金と違約金等の定めがある契約の料金との差が上限を超えるもの
- ・ 違約金等と特定経済的利益の合計額が上限を超えるもの
- ・ 自動更新される違約金等の定めがある契約が所要の条件を満たさないもの
- ・ 契約を一定期間継続して締結することに応じた利益の提供が上限を超えるものを規定している。

(2) 違約金等の定め等

① 違約金等【施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号】

違約金等とは、契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由として求める違約金その他の経済的な負担をいう。その負担の名称が「違約金」であるか否かを問わない。

なお、電気通信事業者が番号ポータビリティの利用者に負担を求めている手数料（いわゆる「MNP 手数料」）に関し、合理的な理由なく契約の締結からの期間に応じて額を変えて設定している場合には最も低い額との差額が、合理的な理由なく高額に設定している場合は妥当な額との差額が、それぞれ違約金等となる。

② 違約金等の定め【施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号】

違約金等の定めとは、契約における違約金等に関する定めをいう。

<具体例>

- ・ 契約期間に定めのある契約において、契約期間中に当該契約の解除を行うに当たり求める経済的な負担は違約金等に当たり、これに関する契約上の定めは違約金等に関する定めにかかる。

- ・ 契約期間に定めのない契約において、契約の締結から1年以内に当該契約の解除を行うに当たり求める経済的負担は違約金等に当たり、これに関する契約上の定めは違約金等の定めにかかる。

③ 特定経済的利益【施行規則第22条の2の17第1号】

特定経済的利益とは、契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由として受けることができないこととする経済的利益をいう。

<具体例>

- ・ 違約金等の定めに係る一定期間に係る契約の満了を理由として行う利益の提供は、特定経済的利益にかかる。

(3) 違約金等の定めに係る期間の上限【施行規則第22条の2の17第1号】

① 概要

違約金等の定めに係る期間が2年を超えている提供条件は、約し、又は約させることを禁止する。

② 違約金等の定めに係る期間の算定

違約金等の定めに係る期間は、契約を締結した日が属する月の翌月から起算することができる。

(4) 違約金等の定めがない契約の提供【施行規則第22条の2の17第2号】

① 概要

違約金等の定めがない契約を提供していない場合において、違約金等の定めに係る期間が1年を超える、又は違約金等の定めのある契約に更新できるものである提供条件については、約し、又は約させることを禁止する。

すなわち、違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約については、これらの契約と違約金等及び特定経済的利益並びに料金以外の提供条件が同一である違約金等の定めがない契約を提供しなければならない。一年以下最低利用期間契約については、違約金等の定めがない契約の提供は要さない。

<具体例>

- ・ 違約金等の定めのある契約に更新できる契約において加入できるオプションについて、違約金等の定めのない契約においては加入できない場合には、違約金等の定めのない契約を提供していることとはならない。

② 違約金等の定めがない契約を提供する範囲

違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約については、個々の料金プランに係る契約について違約金等及び特定経済的利益並びに料金以外の提供条件が同一である違約金等の定めがない契約を提供することを要する。

<具体例>

- ・ スマートフォン向けに、データ使用量に応じて可変する料金プランと大容量に応じた料金プランを有する電気通信事業者は、それぞれについて違約金等の定めがない契約を提供する必要がある。

③ 一年以下最低利用期間契約を提供する電気通信事業者の扱い

違約金等の定めがない契約の提供は料金プランの単位ごとに判断するため、電気通信事業者が、一年以下最低利用期間契約のほか、違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約や違約金等の定めのある契約に更新できる契約を提供している場合には、これらの契約に対応する違約金等の定めがない契約を提供することを要する。

<具体例>

- ・ 電気通信事業者が、一年以下最低利用期間契約とともに、2年の最低利用期間付き契約を提供している場合には、2年の最低利用期間付き契約について違約金等の定めがない契約を提供することを要する。

(5) 違約金等の定めがある契約と違約金等の定めがない契約との料金差の上限【施行規則第22条の2の17第3号】

① 概要

違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約に対応して提供される場合における双方の契約の料金差が170円(税抜)を超える提供条件については、約し、又は約させることを禁止する。

② 料金以外の利益の提供

違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約に対応して提供される違約金等の定めがない契約は、違約金等の額及び特定経済的利益の額並びに料金以外の提供条件が同一であることを要することから、特定経済的利益を除き、料金以外の利益の提供を行うことは、約し、又は約させることを禁止する提供条件に該当する。

(6) 違約金等と特定経済的利益の合計額の上限【施行規則第22条の2の17第4号】

① 概要

違約金等の額と特定経済的利益の額の合計額が、1,000円（税抜）を超える提供条件については、約し、又は約させることを禁止する。

② 違約金等の定めがある契約を締結することを条件とした一定期間利用割引等の扱い

契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される経済的利益（以下「一定期間利用割引等」という。）のうち、違約金等の定めがある契約を締結していることを条件とするものは、違約金等の額と合計して1,000円（税抜）を超えることができない。

<具体例>

- ・ 契約の締結から2年以内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由とする違約金等の定めのある契約を締結している利用者のうち、通算した契約期間が5年以上の者に対し、通信料金の割引をする場合、違約金等の額と当該割引の額の合計額は、2年ごとに1,000円（税抜）を超えてはならない。
- ・ 端末の買取額の支払いを契約の締結から一定期間で分割して行う場合において、契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由としてそれを行わないこととする定めは、本規定の直接の対象とはならないが、契約の変更又は解除を理由として本来支払うべき額の支払いを行わないものであることから、法第29条第1項第12号に規定する要件に該当する可能性がある。

(7) 自動更新される違約金等の定めがある契約の条件【施行規則第22条の2の17第5号】

① 概要

次のいずれかに該当する自動更新される違約金等の定めがある契約は、約し、又は約させることを禁止する提供条件とする。

ア 新たな契約の締結に際して、利用者が違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新するどうかを選択できないこと。

イ 上記の選択の内容によって料金その他の提供条件が異なること。

ウ 違約金等の定めに係る期間の満了時に、利用者が違約金等の定めがある契約に更新するどうかを選択できないこと。

エ 違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月並びにその翌月及び翌々月において、利用者が、違約金等の支払をせず、又は特定経済的利益の提供を受けないこととせずに当該契約の変更又は解除を行うことができないこと。

② 違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新することを選択しない違約金等の定めがある契約についての違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月の取扱い

違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新することを選択しない違約金等の定めがある契約についても、違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月においては、利用者が、違約金等の支払をせず、又は特定経済的利益の提供を受けないこととせず当該契約の変更又は解除を行うことができないことは、約し、又は約させることを禁止する提供条件となる。

(8) 契約を一定期間継続して締結することに応じた利益の提供【施行規則第 22 条の 2 第 17 第 6 号】

① 概要

一定期間利用割引等により利用者が受けることとなる 1 年当たりの利益の額が当該契約に係る 1 月当たりの料金を超える提供条件は、約し、又は約させることを禁止する提供条件とする。

一定期間利用割引等の内容である利益の形態は、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号イからニまでに規定するものと同様である。

② 一定期間利用割引等の範囲とする経済的な利益

通信契約の提供条件に基づく割引等の経済的な利益のほか、形式的にその根拠が提供条件以外の経済的な利益であっても、その条件が通信契約を一定期間継続して締結することであれば、一定期間利用割引等に含まれる。

③ 一定期間利用割引等による 1 年当たりの利益の額の上限である 1 月当たりの料金

一定期間利用割引等による 1 年当たりの利益の額の上限である 1 月当たりの料金は、その属性等に応じて利用者ごとに適用される割引を適用する前の料金とし、通信役務である通話サービスやデータ通信サービスのオプションを含む。なお、1 月当たりの料金は、年平均の金額を用いて計算する。

<具体例>

- ・ 割引を適用する前の料金が 5,000 円であり、当該料金に家族割 500 円、光セット割 500 円が適用され、支払い額が 4,000 円である利用者についての 1 年当たりの利益の額の上限は、5,000 円となる。
- ・ 通話基本料 1,200 円にかけ放題オプション 1,700 円、データ通信料 5,000 円にコンテンツ配信サービス 800 円の料金を支払う利用者についての 1 年当たりの利益の額の上限は、7,900 円となる(コンテンツ配信サービスの料金は含まない)。
- ・ 長期利用をしている者に端末の購入のみに用いることができるクーポンを配布する場合については、クーポンの配布に当たり一定期間利用割引等による 1 年当たりの利益の額の上限を適用するとともに、その利用に当たり端末の代金の割引等の基準を適用する。

④ 一定期間利用割引等が適用される条件と他の条件との関係

一定期間利用割引等が適用される条件と他の条件を組み合わせることで経済的な利益の提供をする場合の扱いは次のとおり。

ア 一定期間利用割引等が適用される条件と他の条件の双方を満たす場合に一の利益の提供がされる場合

当該一の利益の提供について、一定期間利用割引等が適用される条件によりなされたものとなる。

イ 一定期間利用割引等が適用される条件を満たす場合に利益の提供がされ、他の条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合

双方の利益の提供について、一定期間利用割引等が適用される条件によりなされたものとなる。

ウ 他の条件を満たす場合に利益の提供がされ、一定期間利用割引等が適用される条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合

追加的な他の利益の提供についてのみ、一定期間利用割引等が適用される条件によりなされたものとなる。

エ 一定期間利用割引等が適用される条件と他の条件のいずれかを満たす場合に一の利益の提供がされる場合

他の条件が実質的に意味のあるものであれば、一定期間利用割引等が適用される条件によりなされたものとはならない。

<具体例>

○ 次の場合は、利益の提供の上限が適用される一定期間利用割引等に該当する。

- ・ 契約を5年以上継続して締結するとの条件を満たす者のうち、抽選に当選した者に対して、利益の提供を行う場合
- ・ 契約を5年以上継続して締結するとの条件を満たす者に対して一定の利益の提供をし、追加的に光回線を契約した場合に利益の提供の額を上乗せする場合
- ・ 光回線を契約した者に対して一定の利益の提供をし、追加的に契約を5年以上継続して締結するとの条件を満たした場合に利益の提供を上乗せする場合（当該追加的な利益の提供が対象となる。）

○ 次の場合は、利益の提供の上限が適用される一定期間利用割引等に該当しない。

- ・ 契約を5年以上継続して締結するとの条件を満たす者又は光回線を契約した者のいずれかの条件を満たす者に対して一の利益の提供を行う場合

7 改正法の施行日の前日に現に締結されている通信役務の契約等に係る特例

(1) 規定の概要

- ① 改正法の施行日（以下「施行日」という。）の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の変更又は更新及び第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約の特例【改正施行規則附則第3条第1項】

ア 概要

施行規則第22条の2の17の規定は、当分の間、

- ・ 施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の一部の変更又は更新に関する契約の締結
 - ・ 第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約の締結
- を行うに際して約し、又は約させる提供条件について、適用しない。

イ 特例の対象となる規則の規定

特例の対象となる規則の規定は、法第27条の3第2項第2号の規定に基づく施行規則第22条の2の17の規定（不当な期間拘束）である。特例の対象となる提供条件であっても、法第27条の3第2項第1号の規定に基づく施行規則第22条の2の16の規定（端末代金の値引き等の利益の提供）は施行日から適用され、施行日以降に利益の提供を約し、約させることは規律の対象となる。

ウ 特例の適用期間

特例の適用期間は「当分の間」である。施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約から改正法に適合する契約（以下「改正法適合通信契約」という。）への移行の状況などを踏まえ、必要に応じて今後この期間の見直しを行う。

- ② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例【改正施行規則附則第3条第3項】

施行規則第22条の2の16及び第22条の2の17の規定は、令和元年12月31日までの間、スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務について、適用しない。

(2) 施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例【改正施行規則附則第3条第1項第1号】

① 概要

施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約は施行日前に約されたものであることから、施行日時点でその効力は影響を受けない。

一方、施行日後に移動電気通信役務の契約の内容の一部の変更及び更新を行うことは、改めて提供条件を約すことに当たることから、これらの手続を行うに当たり、利用者が望んでも施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約を継続できなくなる可能性が生ずる。こうした利用者の利益を保護するため、施行規則第22条の2の17の規定は、当分の間、施行日の前日に現に締結されている移動電

気通信役務の契約の一部の変更（施行日の前日における提供条件において利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における提供条件において同一の条件で行うことができるとされているものに限る。）に関する契約の締結を行うに際して約し、又は約させる提供条件については、適用しない。

その提供を廃止するために契約に係る申込みの受付を終了した移動電気通信役務は、提供条件を変更しない限り、施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の内容を継続できる。

② 移動電気通信役務の契約の一部の変更に関する契約の締結

ア 移動電気通信役務の契約の一部の変更

移動電気通信役務の契約の一部の変更とは、契約の内容を構成する要素の一部を変更することをいう。MVNOが移動電気通信役務の提供に用いるネットワークを変更するなど、移動電気通信役務の前提を変えるような変更は、ここでいう契約の一部変更と捉えることはできない。

イ 「施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの」の趣旨

特例の適用の対象となる契約の一部の変更は、施行日の前日における契約の提供条件で可能とされている範囲で、利用者からの申出により行うものに限る。また、施行日以後に提供条件を変更した場合には²⁹、特例の対象とはならない。

<具体例>

○ 次の事例は、特例の適用を受けることができる移動電気通信役務の契約の一部変更にあたると考えられる。

- ・ 利用者が、施行日以後に提供条件が変更されていない契約約款に従い、契約約款で可能な範囲で、その申出により、1月当たりのデータ通信容量の上限を5GBから9GBに変更すること。
- ・ 利用者が、施行日以後に提供条件が変更されていない契約約款に従い、契約約款で可能な範囲で、その申出により、通話のかけ放題オプションを追加すること。

○ 次の事例は、特例の適用を受けることができない移動電気通信役務の契約の一部変更にあたる。

- ・ 電気通信事業者が、施行日以後に約款の一部を変更し、当該契約約款に基づき移動電気通信役務の契約を締結している利用者とその一部の変更の効果を

²⁹ 利用者との関係に影響を及ぼさない軽微な変更は、これに含まない。また、一年以下最低利用期間契約にあつては、改正法適合通信契約の提供条件との整合性を図るために行う提供条件の変更であつて利用者に不利益を及ぼさないものも同様とする。

及ぼすこと。

- ・ MVNOが、施行日以後に提供条件が変更されていない契約約款に従い、契約約款で可能な範囲で、サービスの提供に用いるネットワークをA社のMNOのネットワークからB社のMNOのネットワークに変更すること。

③ 移動電気通信役務の契約の更新に関する契約の締結

ア 移動電気通信役務の契約の更新

移動電気通信役務の契約の更新には、自動的に更新をするものと、利用者の意思表示に基づいて更新するものの双方を含む。

イ 「施行日の前日における当該契約の提供条件において同一の条件で更新することができることとされているもの」の趣旨

特例の適用の対象となる通信役務の契約の更新は、施行日の前日における契約の提供条件で可能とされている範囲で行うものに限る。また、施行日以後に提供条件を変更した場合には、特例の対象とはならない。

④ スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務の提供に関する契約に係る適用

スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務の提供に関する契約については、令和元年12月31日までの間は、施行規則第22条の2の16及び第22条の2の17の規定を適用しないとしていることを踏まえ（改正施行規則附則第3条第3項）、施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例をこれらの移動電気役務に適用するに当たっては、「施行日の前日」は「令和元年12月31日」とする。

⑤ 施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例の届出媒介等業務受託者への準用【改正施行規則附則第3条第2項】

法第27条の3第2項第2号の規定は法第73条の3において届出媒介等業務受託者に準用され、法第27条の3第2項第2号に基づく施行規則第22条の2の17の規定は施行規則第40条の2において届出媒介等業務受託者に準用されていることから、施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例（改正施行規則附則第3条第1項）の規定についても、届出媒介等業務受託者に準用する。

(3) 第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約に係る特例【改正施行規則附則第3条第1項第2号】

① 概要

施行規則第22条の2の17の規定は、当分の間、第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約の締結を行うに際して約し、又は約させる提供条件については、適用しない。

② 第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約

第三世代携帯電話サービスとは、報告規則様式第4に規定する3.9-4世代移動通信システムを使用するもの以外のものをいう。第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約とは、第三世代携帯電話サービスのみを提供することを内容とする契約をいう。

③ 「その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のもの」の趣旨

特例の適用の対象となる第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約は、施行日の前日における契約の内容と同一のものに限る。また、施行日以後に提供条件を変更した場合には、特例の対象とはならない。

(4) スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例【改正施行規則附則第3条第3項】

① 概要

施行規則第22条の2の16及び第22条の2の17の規定は、令和元年12月31日までの間、スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務について、適用しない。

② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務

スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務には、スマートフォン向けに提供される移動電気通信役務以外の役務が全て含まれる。具体的には、法第27条の3第2項第1号の「有利」の判断基準に用いる料金プランの区分のうち、

- ・ 「音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン」以外の全ての料金プラン
 - ・ 「音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン」のうちスマートフォン以外の端末に対応した特定の端末の種別向けの料金プラン
- に対応する移動電気通信役務が該当する。

スマートフォン以外の端末向けに提供される第三世代携帯電話サービスは、令和元年12月31日までの間は本規定が優先して適用される。